

福岡市請負工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、福岡市、福岡市水道局及び福岡市交通局が発注する請負工事に係る成績の評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、原則として1件の当初契約金額が700万円を超える請負工事について行うものとする。ただし、700万円以下の工事においても工事監督課が特に優秀又は不良工事等と認める場合、又は、受注者から成績評定の要求（別記様式第7）があった場合は評定を行うことができる。また、災害復旧工事等の緊急工事、都市計画事業等における家屋等の移転工事又はその他の工事で市長、水道事業管理者及び交通事業管理者（以下「市長等」という。）が必要ないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第3条 評定は、請負工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福岡市契約事務規則（昭和39年福岡市規則第16号。以下「規則」という。）第40条、福岡市水道局契約事務規程（昭和49年企業管理規程第10号。以下「水規程」という。）第41条及び福岡市交通局契約事務規程（昭和49年高速鉄道事業管理規程第2号。以下「交規程」という。）第41条の規定により検査を行う者（以下「検査員」という。）
- (2) 規則第33条、水規程第33条及び交規程第33条の規定により監督を行う者（以下「監督員」という。）
- (3) 監督員を任命した当該課長又はその命ずる者（以下「総括監督員」という。）

(評定の方法)

第5条 評定は、監督及び検査について、次に掲げる方法により、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- (1) 工事成績の採点は、別表1に定める工事成績評定採点基準表及び別紙1に定める考査項目別運用表により行うものとする。
- (2) 細目別評定点の算出は、別表2に定める細目別評定点採点基準表により行うものとする。
- (3) 評定結果は、工事成績評定表（別記様式第1及び別記様式第2）に記録するものとする。
- (4) 評定にあたっては、出来形及び品質のばらつきの考え方（別紙2）及び「施工プロセス」のチェックリスト（別紙3）を考慮するものとする。また、工事における工事特性、創意工夫、社会性等に関しては、受注者は当該工事における実施状況を工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（別記様式第3）により

工事完成時まで提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

- (5) 指定部分完成の場合は、監督員、総括監督員及び検査員が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行うものとする。
- (6) 評定にあたり、評定者となる監督員、総括監督員又は検査員が2人以上の場合においては、それらの者が協議のうえ評定を行うものとする。

(評定の時期)

第6条 第4条第1号の評定者は、部分払並びに指定部分完成及び完成の検査を実施したとき、同条第2号及び第3号の評定者は、指定部分完成及び完成したとき、それぞれ評定を行うものとする。

- 2 検査に際し、手直し指示事項があった場合、当該手直し工事が完了した後に再度の評定は行わないものとする。

(評定結果の報告等)

第7条 評定者は、評定を行ったときは、速やかに所属長に報告するものとする。

- 2 評定者は、工事が完成したときは、遅滞なく、評定結果を取りまとめ、市長等に工事成績評定表（別記様式第4）を提出するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 市長等は、前条第2項の規定による工事成績評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定結果を工事成績評定通知書（別記様式第5）により通知するものとする。

(評定の修正)

第9条 評定者は、前条の通知後、当該評定を修正する必要があると認められる場合には、修正しなければならない。

- 2 市長等は、前項の規定による修正があったときは、遅滞なく、その結果を工事成績評定通知書（別記様式第5）により当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 第8条又は前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、市長等に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 市長等は、前項の規定による説明を求められたときは、工事成績評定に係る説明書（回答）（別記様式第6）により回答するものとする。
- 3 市長等は、前項の回答を行う場合、別に定める福岡市工事成績評定委員会、福岡市水道局工事成績評定委員会及び福岡市交通局工事成績評定委員会に意見を求めることができる。

(評定結果の公表)

第11条 第8条及び第9条第2項により通知を行った評定結果は、閲覧による方法により公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
(工事検査成績評定要領等の廃止)
- 2 工事検査成績評定要領(昭和50年4月1日財政局長決裁)及び工事監督評定(土木工事評定基準、建築工事等評定基準、設備工事成績評定表)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約される請負工事について適用し、同日前に契約された請負工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以後入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う請負工事(以下「契約の誘引を行う請負工事」という。)について適用し、同日前の契約の誘引を行う請負工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以後入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う請負工事(以下「契約の誘引を行う請負工事」という。)について適用し、同日前の契約の誘引を行う請負工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う請負工事(以下「契約の誘引を行う請負工事」という。)について適用し、同日前の契約の誘引を行う請負工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月1日から施行し、同日以後に契約を行う請負工事について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以後入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う請負工事(以下「契約の誘引を行う請負工事」という。)について適用し、同日前の契約の誘引を行う請負工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に検査する請負工事について適用する。

福岡市工事成績評定要領 新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>（目的）</p> <p>第1条 この要領は、福岡市、福岡市水道局及び福岡市交通局が発注する請負工事に係る成績の評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。</p> <p>（評定の対象）</p> <p>第2条 評定は、原則として1件の当初契約金額が <u>500万円</u>を超える請負工事について行うものとする。ただし、<u>500万円</u>以下の工事においても工事監督課が特に優秀又は不良工事等と認める場合、又は、受注者から成績評定の要求（別記様式第7）があった場合は評定を行うことができる。また、災害復旧工事等の緊急工事、都市計画事業等における家屋等の移転工事又はその他の工事で市長、水道事業管理者及び交通事業管理者（以下「市長等」という。）が必要ないと認めたものについては、評定を省略することができる。</p> <p>（評定の内容）</p> <p>第3条 評定は、請負工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。</p> <p>（評定者）</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この要領は、福岡市、福岡市水道局及び福岡市交通局が発注する請負工事に係る成績の評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。</p> <p>（評定の対象）</p> <p>第2条 評定は、原則として1件の当初契約金額が <u>700万円</u>を超える請負工事について行うものとする。ただし、<u>700万円</u>以下の工事においても工事監督課が特に優秀又は不良工事等と認める場合、又は、受注者から成績評定の要求（別記様式第7）があった場合は評定を行うことができる。また、災害復旧工事等の緊急工事、都市計画事業等における家屋等の移転工事又はその他の工事で市長、水道事業管理者及び交通事業管理者（以下「市長等」という。）が必要ないと認めたものについては、評定を省略することができる。</p> <p>（評定の内容）</p> <p>第3条 評定は、請負工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。</p> <p>（評定者）</p>	<p>（共通）</p> <p>「、」（コンマ）を 「、」（点）に変更</p> <p>評定対象金額の引上げ</p>

<p>第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 福岡市契約事務規則（昭和39年福岡市規則第16号。以下「規則」という。）第40条、福岡市水道局契約事務規程（昭和49年企業管理規程第10号。以下「水規程」という。）第41条及び福岡市交通局契約事務規程（昭和49年高速鉄道事業管理規程第2号。以下「交規程」という。）第41条の規定により検査を行う者（以下「検査員」という。）</p> <p>(2) 規則第33条、水規程第33条及び交規程第33条の規定により監督を行う者（以下「監督員」という。）</p> <p>(3) 監督員を任命した当該課長又はその命ずる者（以下「総括監督員」という。）</p> <p>（評定の方法）</p> <p>第5条 評定は、監督及び検査について、次に掲げる方法により、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。</p> <p>(1) 工事成績の採点は、別表1に定める工事成績評定採点基準表及び別紙1に定める考査項目別運用表により行うものとする。</p> <p>(2) 細目別評定点の算出は、別表2に定める細目別評定点採点基準表により行うものとする。</p> <p>(3) 評定結果は、工事成績評定表（別記様式第1</p>	<p>第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 福岡市契約事務規則（昭和39年福岡市規則第16号。以下「規則」という。）第40条、福岡市水道局契約事務規程（昭和49年企業管理規程第10号。以下「水規程」という。）第41条及び福岡市交通局契約事務規程（昭和49年高速鉄道事業管理規程第2号。以下「交規程」という。）第41条の規定により検査を行う者（以下「検査員」という。）</p> <p>(2) 規則第33条、水規程第33条及び交規程第33条の規定により監督を行う者（以下「監督員」という。）</p> <p>(3) 監督員を任命した当該課長又はその命ずる者（以下「総括監督員」という。）</p> <p>（評定の方法）</p> <p>第5条 評定は、監督及び検査について、次に掲げる方法により、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。</p> <p>(1) 工事成績の採点は、別表1に定める工事成績評定採点基準表及び別紙1に定める考査項目別運用表により行うものとする。</p> <p>(2) 細目別評定点の算出は、別表2に定める細目別評定点採点基準表により行うものとする。</p> <p>(3) 評定結果は、工事成績評定表（別記様式第1</p>	
--	--	--

<p>及び別記様式第2)に記録するものとする。</p> <p>(4) 評定にあたっては、出来形及び品質のばらつきの考え方(別紙2)及び「施工プロセス」のチェックリスト(別紙3)を考慮するものとする。また、工事における工事特性、創意工夫、社会性等に関しては、受注者は当該工事における実施状況を工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(別記様式第3)により</p> <p>工事完成時までに提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。</p> <p>(5) 指定部分完成の場合は、監督員、総括監督員及び検査員が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行うものとする。</p> <p>(6) 評定にあたり、評定者となる監督員、総括監督員又は検査員が2人以上の場合においては、それらの者が協議のうえ評定を行うものとする。</p> <p>(評定の時期)</p> <p>第6条 第4条第1号の評定者は、部分払並びに指定部分完成及び完成の検査を実施したとき、同条第2号及び第3号の評定者は、指定部分完成及び完成したとき、それぞれ評定を行うものとする。</p> <p>2 検査に際し、手直し指示事項があった場合、当該手直し工事が完了した後に再度の評定は行わないものとする。</p>	<p>及び別記様式第2)に記録するものとする。</p> <p>(4) 評定にあたっては、出来形及び品質のばらつきの考え方(別紙2)及び「施工プロセス」のチェックリスト(別紙3)を考慮するものとする。また、工事における工事特性、創意工夫、社会性等に関しては、受注者は当該工事における実施状況を工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(別記様式第3)により</p> <p>工事完成時までに提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。</p> <p>(5) 指定部分完成の場合は、監督員、総括監督員及び検査員が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行うものとする。</p> <p>(6) 評定にあたり、評定者となる監督員、総括監督員又は検査員が2人以上の場合においては、それらの者が協議のうえ評定を行うものとする。</p> <p>(評定の時期)</p> <p>第6条 第4条第1号の評定者は、部分払並びに指定部分完成及び完成の検査を実施したとき、同条第2号及び第3号の評定者は、指定部分完成及び完成したとき、それぞれ評定を行うものとする。</p> <p>2 検査に際し、手直し指示事項があった場合、当該手直し工事が完了した後に再度の評定は行わないものとする。</p>	
---	---	--

<p>(評定結果の報告等)</p> <p>第7条 評定者は、評定を行ったときは、速やかに所属長に報告するものとする。</p> <p>2 評定者は、工事が完成したときは、遅滞なく、評定結果を取りまとめ、市長等に工事成績評定表(別記様式第4)を提出するものとする。</p> <p>(評定結果の通知)</p> <p>第8条 市長等は、前条第2項の規定による工事成績評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定結果を工事成績評定通知書(別記様式第5)により通知するものとする。</p> <p>(評定の修正)</p> <p>第9条 評定者は、前条の通知後、当該評定を修正する必要があると認められる場合には、修正しなければならない。</p> <p>2 市長等は、前項の規定による修正があったときは、遅滞なく、その結果を工事成績評定通知書(別記様式第5)により当該工事の受注者に通知するものとする。</p> <p>(説明請求等)</p> <p>第10条 第8条又は前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、市長等に対して評定の内容について説明を求めることができる。</p> <p>2 市長等は、前項の規定による説明を求められた</p>	<p>(評定結果の報告等)</p> <p>第7条 評定者は、評定を行ったときは、速やかに所属長に報告するものとする。</p> <p>2 評定者は、工事が完成したときは、遅滞なく、評定結果を取りまとめ、市長等に工事成績評定表(別記様式第4)を提出するものとする。</p> <p>(評定結果の通知)</p> <p>第8条 市長等は、前条第2項の規定による工事成績評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定結果を工事成績評定通知書(別記様式第5)により通知するものとする。</p> <p>(評定の修正)</p> <p>第9条 評定者は、前条の通知後、当該評定を修正する必要があると認められる場合には、修正しなければならない。</p> <p>2 市長等は、前項の規定による修正があったときは、遅滞なく、その結果を工事成績評定通知書(別記様式第5)により当該工事の受注者に通知するものとする。</p> <p>(説明請求等)</p> <p>第10条 第8条又は前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、市長等に対して評定の内容について説明を求めることができる。</p> <p>2 市長等は、前項の規定による説明を求められた</p>	
--	--	--

<p>ときは、工事成績評定に係る説明書（回答）（別記様式第6）により回答するものとする。</p> <p>3 市長等は、前項の回答を行う場合、別に定める福岡市工事成績評定委員会、福岡市水道局工事成績評定委員会及び福岡市交通局工事成績評定委員会に意見を求めることができる。</p> <p>（評定結果の公表）</p> <p>第11条 第8条及び第9条第2項により通知を行った評定結果は、閲覧による方法により公表するものとする。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>（工事検査成績評定要領等の廃止）</p> <p>2 工事検査成績評定要領（昭和50年4月1日財政局長決裁）及び工事監督評定（土木工事評定基準、建築工事等評定基準、設備工事成績評定表）は、廃止する。（経過措置）</p> <p>3 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約される請負工事について適用し、同日前に契約された請負工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p>	<p>ときは、工事成績評定に係る説明書（回答）（別記様式第6）により回答するものとする。</p> <p>3 市長等は、前項の回答を行う場合、別に定める福岡市工事成績評定委員会、福岡市水道局工事成績評定委員会及び福岡市交通局工事成績評定委員会に意見を求めることができる。</p> <p>（評定結果の公表）</p> <p>第11条 第8条及び第9条第2項により通知を行った評定結果は、閲覧による方法により公表するものとする。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>（工事検査成績評定要領等の廃止）</p> <p>2 工事検査成績評定要領（昭和50年4月1日財政局長決裁）及び工事監督評定（土木工事評定基準、建築工事等評定基準、設備工事成績評定表）は、廃止する。（経過措置）</p> <p>3 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約される請負工事について適用し、同日前に契約された請負工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p>	
--	--	--

<p>(施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成20年1月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以後入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う請負工事（以下「契約の誘引を行う請負工事」という。）について適用し、同日前の契約の誘引を行う請負工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以後入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う請負工事（以下「契約の誘引を行う請負工事」という。）について適用し、同日前の契約の誘引を行う請負工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う請負工事（以下「契約の誘引を行う請負工事」という。）について適用し、同日前の契約の誘引を行う請負工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成28年6月1日から施行し、</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成20年1月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以後入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う請負工事（以下「契約の誘引を行う請負工事」という。）について適用し、同日前の契約の誘引を行う請負工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以後入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う請負工事（以下「契約の誘引を行う請負工事」という。）について適用し、同日前の契約の誘引を行う請負工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う請負工事（以下「契約の誘引を行う請負工事」という。）について適用し、同日前の契約の誘引を行う請負工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成28年6月1日から施行し、</p>	
---	---	--

<p>同日以後に契約を行う請負工事について適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以後入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う請負工事（以下「契約の誘引を行う請負工事」という。）について適用し、同日前の契約の誘引を行う請負工事については、なお従前の例による。</p>	<p>同日以後に契約を行う請負工事について適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以後入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う請負工事（以下「契約の誘引を行う請負工事」という。）について適用し、同日前の契約の誘引を行う請負工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に検査する請負工事について適用する。</p>	<p>附則の追加</p>
--	---	--------------